

久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

久慈サンピア日立の宿泊室及び会議・研修・催事室の種類を改める等のため、本条例を制定するものであります。

久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表和室（8畳）の項を削り、同表中「和室（12.5畳）」を「和室」に改める。

別表第2洋室1（70㎡）の項を次のように改める。

| | | |
|----------|-------|--------|
| 洋室1（70㎡） | 4,090 | 12,270 |
|----------|-------|--------|

別表第2洋室4（80㎡）の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|-------|--------|
| 洋室5（54㎡） | 3,140 | 9,420 |
| 洋室6（110㎡） | 7,570 | 22,710 |

別表第2和室3（30畳）の項を削り、同表中「和室4（90畳）」を「和室3（90畳）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。